

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 (略)</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、定款第69条の規定に基づき外務員資格試験（以下「試験」という。）、<u>外務員資格認定講習（以下「認定講習」という。）、登録更新講習（以下「更新講習」という。）及び登録外務員等に対する研修（以下「研修」という。）</u>に関し必要な事項を定め、<u>外務員の資格の取得等に関する業務の適正な運営を確保すること等を目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 試 験</p> <p>(試験の実施) 第 2 条 本会は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第200条第1項（<u>法第240条の11において準用する場合を含む。</u>）に規定する外務員（以下「外務員」という。）の<u>登録を受けようとする者又は法第200条第7項（法第240条の11において準用する場合を含む。）の外務員の登録の更新を受けようとする者</u>に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。</p> <p>(受験資格) 第 3 条 試験を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 会員の役員<u>又は</u>使用人 (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員<u>又は</u>使用人 (3) 法第190条第1項の許可及び法第240条の2第1項の登録を受けようとする者であって、これらの申請に係る申請書の写しその他の当該許可及び登録を受けようとすることを証する書面を本会に提出し</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 (略)</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、定款第69条の規定に基づき<u>実施する外務員登録資格試験</u>（以下「試験」という。）、登録更新講習（以下「更新講習」という。）及び登録外務員等に対する研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 外務員登録資格試験</p> <p>(資格試験) 第 2 条 本会は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第200条第1項に規定する外務員（以下「外務員」という。）の<u>資格を取得しようとする者</u>に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。</p> <p>(受験資格) 第 3 条 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 会員の役員<u>及び</u>使用人 (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員<u>及び</u>使用人 (3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって、<u>定款第36条の理事会（以下「理事会」という。）が定める外務員資格試験等実施要領（以下「試験要領」という。）に定める書類を</u></p>

新	旧
<p>た者（以下「未許可法人等」という。）の役員又は使用人</p> <p>(4) 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）又は未許可法人等の役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>試験を受けようとする日において、次のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。</u></p> <p>(1) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項に規定する一級不都合行為者</p> <p>(2) 指導等規則第16条第1項に規定する二級不都合行為者であり、<u>当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者</u></p> <p>(3) <u>第9条第5項の規定により本会が試験を受けさせないこととした者</u></p> <p>(4) <u>試験に不合格となり、当該試験を受けた日から30日を経過していない者</u></p> <p>（受験の禁止） 第4条 会員等及び未許可法人等は、前条第1項に掲げる資格を満たしていない者又は第2項に該当する者に試験を受けさせてはならない。</p> <p>2 本会は、前条第1項に掲げる資格を満たしていない者又は第2項に該当する者が試験を受けた場合には、その受験がなかったものとして取り扱うものとする。</p> <p>（試験の種類） 第5条 <u>試験は、次に掲げる2種類とする。</u> <u>なお、日本証券業協会（以下「JSDA」という。）の定める商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則第5条第1項の規定により読み替えられたJSDAの定める協会の外務</u></p>	<p>本会に提出した者（以下「未許可法人等」という。）の役員及び使用人</p> <p>(4) 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）又は未許可法人等が役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる者は試験を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>試験の受験日において、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者</u></p> <p>(2) <u>試験の受験日において、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者</u>であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（受験の禁止） 第3条の2 会員等は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者に試験を受けさせてはならない。</p> <p>2 本会は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者が試験を受けた場合には、その受験が<u>行われ</u>なかったものとして取り扱う。</p> <p>（新 設）</p>

新	旧
<p><u>員の資格、登録等に関する規則（以下「JSDA登録等規則」という。）第4条第7号ホの「商先協が実施する所定の試験」とは、次の第1号の試験のことをいう。</u></p> <p><u>(1) 商品デリバティブ取引総合試験</u> <u>(2) 商品先物取引限定試験</u></p> <p><u>（試験科目）</u> 第6条 <u>試験は、次に掲げる科目について行う。ただし、前条第2号に規定する商品先物取引限定試験については第5号を除く。</u> <u>(1)～(4) （略）</u> <u>(5) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づく商品関連市場デリバティブ取引業務の基礎知識</u> <u>(削 る)</u></p> <p><u>(削 る)</u></p> <p><u>（受験手続）</u> 第7条 <u>試験を受けようとするときは、外務員資格試験等実施要領（以下「試験等実施要領」という。）に定めるところにより、本会に申し込むものとする。</u></p> <p><u>（受験手数料）</u> 第8条 <u>試験を受けようとするときは、別表で定める額の受験手数料を本会に納付しなければならない。</u></p> <p><u>（受験の停止、合格の取消し等）</u> 第9条 <u>本会は、不正の手段により試験を受け、又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）に対し、その受験を停止し、合格の決定を取り消すことができる。</u> <u>2 本会は、不正の手段による受験が行われた場合又は行われた可能性がある場合は、その事実関係について調査することがで</u></p>	<p><u>（試験科目等）</u> 第4条 <u>試験は、次の科目について行うものとする。</u></p> <p><u>(1)～(4) （略）</u> <u>(5) その他、理事会が必要と認めた科目</u></p> <p><u>2 出題の範囲、問題の形式及び数、試験の所要時間、合格判定基準等については、試験要領による。</u></p> <p><u>（試験の実施）</u> 第5条 <u>試験の実施日時、実施地その他試験の実施に関し必要な事項は、試験要領による。</u></p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p>

新	旧
<p>きる。</p> <p>3 <u>会員等及び未許可法人等は、前項の規定による調査に対し、当該事案に関する情報提供その他必要な協力をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>会員等及び未許可法人等は、試験を受けさせようとする者に対して必要な指導を実施するとともに、不正の手段による受験の発生の防止に努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>本会は、第2項の規定により調査した結果、不正の手段により受験したと認められた者に対しては、1年以内の期限を定めて試験を受けさせないことができる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(合格証書の交付)</p> <p>第10条 本会は、試験に合格した者に対して合格証書を交付する。</p>	<p>(合格証書の交付)</p> <p>第6条 本会は、試験に合格した者に対し、<u>「合格証書」</u>を交付する。</p>
<p>(試験の細目)</p> <p>第11条 <u>この規則に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は、試験等実施要領の定めるところによる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 認定講習</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 外務員登録資格認定講習</p>
<p>(認定講習の実施)</p> <p>第12条 本会は、外務員の登録を受けようとする者であって次条に定める要件を満たしている者に対し、外務員に必要と認められる知識を取得するための<u>認定講習</u>を実施する。</p>	<p>(講習の開設)</p> <p>第7条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者であって次条に定める要件を充足する者に対し、外務員に必要と認められる知識を取得するための<u>外務員登録資格認定講習</u>（以下「<u>認定講習</u>」という。）を実施する。</p>
<p>(受講要件)</p> <p>第13条 <u>認定講習を受講できる者は、JSDA登録等規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有している者であって、同規則第3条第1項に規定する登録を受けている外務員又は会員等の外務員の登録等に関する規則第8条に規定する外務員の登録の申請までに一種外務員の登録を受けていると見込まれる者</u>であって、次</p>	<p>(受講要件)</p> <p>第8条 認定講習を受講できる者は<u>日本証券業協会</u>（以下「<u>JSDA</u>」という。）の協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「<u>JSDA登録等規則</u>」という。）第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、第3条第1項に規定する登録を受けている外務員（以下「<u>一種証券外務員登録を受けている者</u>」という。）であって、次</p>

新	旧
<p>の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 会員の役員又は使用人</p> <p>(2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員又は使用人</p> <p>(3) 未許可法人等の役員又は使用人</p> <p>(4) 会員等又は未許可法人等の役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>認定講習を受講しようとする日において、次の各号のいずれかに該当する者は、認定講習を受講することができない。</u></p> <p>(1) <u>指導等規則第16条第1項に規定する一級不都合行為者</u></p> <p>(2) <u>指導等規則第16条第1項に規定する二級不都合行為者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(3) <u>JSDA登録等規則第6条又は第6条の2の規定に基づく証券外務員の職務の禁止措置を受けている者</u></p> <p>(4) <u>内閣総理大臣から金融商品取引法第64条の5の規定に基づく2年以内の職務停止処分を受けている者</u></p> <p>(5) <u>第15条で準用する第9条第5項の規定により本会が受講させないこととした者</u></p> <p>(6) <u>認定講習を修了していない者のうち、当該認定講習の受講の日から30日を経過していない者</u></p> <p>(受講の禁止)</p> <p>第14条 会員等及び未許可法人等は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又</p>	<p>に掲げる者とする。</p> <p>(1) 会員の役員及び使用人</p> <p>(2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員及び使用人</p> <p>(3) 未許可法人等の役員及び使用人</p> <p>(4) <u>会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）又は未許可法人等が役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は認定講習を受講することができない。</p> <p>(1) <u>認定講習の受講日において、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者</u></p> <p>(2) <u>認定講習の受講日において、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者</u></p> <p>(3) <u>JSDA登録等規則第18条第2項で規定する資格更新研修の受講義務者であって当該研修を修了していない者</u></p> <p>(4) <u>JSDA登録等規則第6条、第6条の2に基づく証券外務員の職務の禁止措置を受けている者</u></p> <p>(5) <u>内閣総理大臣から金融商品取引法第64条の5に基づく「2年以内の職務停止」処分を受けている者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(受講の禁止)</p> <p>第9条 会員等は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者に認定</p>

新	旧
<p>は第2項に<u>該当する者に認定講習を受講させてはならない。</u></p> <p>2 本会は、前条第1項に掲げる<u>要件を満たしていない者又は第2項に該当する者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第15条</u> 第7条から第11条までの規定は、認定講習について準用する。この場合において、第7条の見出し中「<u>受験手続</u>」とあるのは「<u>受講手続</u>」と、同条、第8条、第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条並びに第11条(見出しを含む。)中「<u>試験</u>」とあるのは「<u>認定講習</u>」と、第8条(見出しを含む。)中「<u>受験手数料</u>」とあるのは「<u>受講手数料</u>」と、第9条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「<u>受験</u>」とあるのは「<u>受講</u>」と、同条の見出し中「<u>合格</u>」とあるのは「<u>修了</u>」と、同条第1項中「<u>合格の決定</u>」とあるのは「<u>修了の認定</u>」と、第10条(見出しを含む。)中「<u>合格証書</u>」とあるのは「<u>外務員資格認定講習修了証書</u>」と、同条中「<u>に合格した</u>」とあるのは「<u>を修了した</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>講習を受講させてはならない。</p> <p>2 本会は、前条第1項に掲げる<u>者以外の者又は前条第2項に掲げる者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱う。</u></p> <p>(認定講習の内容)</p> <p><u>第10条</u> 認定講習は商品先物取引に係る法令・諸規則及び商業倫理を、その内容とする。</p> <p>(認定講習の実施)</p> <p><u>第11条</u> 認定講習の実施に際し必要な事項は、試験要領による。</p> <p>(修了証書の交付)</p> <p><u>第12条</u> 本会は、認定講習の受講を修了した者に対し、「<u>外務員登録資格認定講習修了証書</u>」を交付する。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 4 章 更新講習</p> <p>(更新講習の実施)</p> <p>第16条 本会は、外務員の登録の有効期間の満了により登録の更新を受けようとする者等に対し、更新講習を<u>実施</u>する。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(受講要件)</p> <p>第17条 <u>更新講習を受講できる者は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>会員の役員又は使用人</u></p> <p>(2) <u>会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員又は使用人</u></p> <p>(3) <u>未許可法人等の役員又は使用人</u></p> <p>(4) <u>会員等又は未許可法人等の役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、更新講習を受講しようとする日において、次のいずれかに該当する者は更新講習を受講することができない。</u></p> <p>(1) <u>指導等規則第16条第1項に規定する一級不都合行為者</u></p> <p>(2) <u>指導等規則第16条第1項に規定する二級不都合行為者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 登録更新講習</p> <p>(更新講習の開設)</p> <p>第13条 本会は、外務員の登録の有効期限の満了により登録の更新を受けようとする者に対し、更新講習を<u>開設</u>する。</p> <p>(更新講習の日数・内容)</p> <p>第14条 <u>更新講習の日数は1日とし、講習内容は主として関係法令、商品先物取引に関する専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的とするものとする。</u></p> <p>(更新講習の実施)</p> <p>第15条 <u>更新講習の実施に関し必要な事項は、試験要領による。</u></p> <p>(修了証書の交付)</p> <p>第16条 <u>本会は、更新講習の受講を修了した者に対し、「登録更新講習修了証書」を交付する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>5年間を経過していない者</u></p> <p>(3) <u>第19条で準用する第9条第5項の規定により本会が受講させないこととした者</u></p> <p>(4) <u>更新講習を修了していない者のうち、当該更新講習の受講の日から30日を経過していない者</u></p>	
<p><u>(受講の禁止)</u></p>	
<p><u>第18条 会員等及び未許可法人等は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又は第2項に該当する者に更新講習を受講させてはならない。</u></p>	(新 設)
<p><u>2 本会は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又は第2項に該当する者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱うものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(準用)</u></p>	
<p><u>第19条 第7条から第11条までの規定は、更新講習について準用する。この場合において、第7条の見出し中「受験手続」とあるのは「受講手続」と、同条、第8条、第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条並びに第11条(見出しを含む。)中「試験」とあるのは「更新講習」と、第8条(見出しを含む。)中「受験手数料」とあるのは「受講手数料」と、第9条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「受験」とあるのは「受講」と、同条の見出し中「合格」とあるのは「修了」と、同条第1項中「合格の決定」とあるのは「修了の認定」と、第10条(見出しを含む。)中「合格証書」とあるのは「登録更新講習修了証書」と、同条中「に合格した」とあるのは「を修了した」と読み替えるものとする。</u></p>	(新 設)
<p>第 5 章 (略)</p>	<p>第 5 章 (略)</p>
<p>(削 る)</p>	<p><u>(受講及び受験手続)</u></p> <p><u>第17条 会員等及び未許可法人等は、その役員又は使用人及び役員又は使用人として</u></p>

新	旧
	<p><u>採用しようとする者に更新講習若しくは認定講習（以下「講習等」という。）又は試験を受けさせようとするときは、別に定める様式により、本会に申し込むものとする。</u></p> <p><u>ただし、商品先物取引仲介業者の外務員については、当該商品先物取引仲介業者の外務員の登録申請等を行う会員がこれを行う。</u></p> <p><u>2 前項の受講・受験料は、理事会がこれを定める。</u></p> <p><u>（受講・受験の停止及び合格の取消し等）</u></p> <p><u>第18条 本会は、不正の手段により講習等又は試験を受け若しくは受けようとした者に対し、その受講・受験を停止し、又は受講修了の認定を取り消し、若しくは合格を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 会員は、会員が役員又は使用人として採用しようとする者に講習等又は試験を受けさせたにもかかわらず、当該講習等を受講した者又は当該試験に合格した者が入社しないこととなった場合には、ただちに本会へ届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 本会は、前項の規定により会員が届け出を行った場合には、当該届け出の対象者の講習等の受講又は当該合格者の合格を原則として取り消すものとする。ただし、会社都合により当該者が入社しないこととなった場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>（研修の実施）</u> <u>第20条 （略）</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この改正は、改正の日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。</p> <p>2. この改正の施行の日（以下「施行日」という。）以前に改正前の規則（以下「旧規則」という。）により本会が実施した試験に合格した者又は</p>	<p><u>（研修の実施）</u> <u>第19条 （略）</u></p>

新	旧															
<p>認定講習若しくは更新講習を修了した者は、改正後の規則（以下「新規則」という。）により本会が実施した試験に合格した者又は認定講習若しくは更新講習を修了した者とみなす。</p> <p>3. 施行日以前に旧規則第 18 条の規定による受講、受験の停止等の処分を受けた者について、新規則第 9 条第 5 項（第 15 条及び第 19 条で準用する場合を含む。）の規定は適用しない。</p> <p>4. 施行日以前に旧規則第 7 条の規定による認定講習又は第 13 条の規定による更新講習を修了しなかった者について、新規則第 13 条第 2 項第 6 号又は第 17 条第 2 項第 4 号の規定は適用しない。</p> <p>5. 2 から 4 に定めるもののほか、新規則の施行に関し必要な措置は、本会会長が定めることができるものとする。ただし、当該措置を定めた場合には、速やかに理事会に報告するものとする。</p> <p>【別 表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">会 員 等</th> <th style="text-align: center;">未許可法人 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品デリバティブ取引 総合試験</td> <td style="text-align: center;">8,000 円</td> <td style="text-align: center;">16,000 円</td> </tr> <tr> <td>商品先物取引限定試験</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> <td style="text-align: center;">12,000 円</td> </tr> <tr> <td>外務員資格認定講習</td> <td style="text-align: center;">13,000 円</td> <td style="text-align: center;">26,000 円</td> </tr> <tr> <td>外務員登録更新講習</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		会 員 等	未許可法人 等	商品デリバティブ取引 総合試験	8,000 円	16,000 円	商品先物取引限定試験	6,000 円	12,000 円	外務員資格認定講習	13,000 円	26,000 円	外務員登録更新講習	10,000 円	20,000 円	(新 設)
	会 員 等	未許可法人 等														
商品デリバティブ取引 総合試験	8,000 円	16,000 円														
商品先物取引限定試験	6,000 円	12,000 円														
外務員資格認定講習	13,000 円	26,000 円														
外務員登録更新講習	10,000 円	20,000 円														